

愛宕の里在宅介護支援センター 居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 真仁会
主たる事務所の所在地	〒959-1825 新潟県五泉市太田489番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 佐藤 弥生
設立年月日	昭和44年4月1日
電話・FAX	0250-47-8150 ・ 0250-47-8152

2. 事業所の概要

事業所の名称	愛宕の里在宅介護支援センター
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	〒959-1707 新潟県五泉市村松1409番地1
電話・FAX	0250-58-6976 ・ 0250-58-6982
指定年月日・事業所番号	平成12年6月1日 ・ 1571700390
管理者	主任介護支援専門員 阿部 進（兼務）
介護支援専門員数	1人以上
お宅に伺う概ねの頻度	少なくとも、月1回以上訪問する
営業日時	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15 （緊急時は営業日以外も対応します。また時間外の希望があった場合も対応可能な体制を整えるものとします。）
通常の事業の実施地域	五泉市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるようあなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握していきます。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び、指定介護サービス事業者等についての相談、苦情の窓口となり適切に対処します。
- 当事業所に対して、特定の指定居宅サービス事業所だけではなく複数の指定居宅サービス事業者を紹介する

よう求めることができます。あなたの意志および人格を尊重し、常にあなたの立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。(当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。)

- 当事業所に対して、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- あなたの要介護認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。このサービスを利用するにあたって、法定代理受領サービスである場合には、あなたの自己負担はありません。ただし、保険料滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日市の窓口で証明書を提出すると払い戻しを受けることができます。

【基本利用料】

(令和6年4月1日 改定)

取扱要件	利用料（1ヵ月あたり）		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費（I・i） 〈取扱件数 45件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（I・ii） 〈取扱件数 45件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円

(※) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算・減算】

以下の要件を満たす、該当する場合は上記の基本利用料に加算・減算されます。

加算・減算の種類	加算・減算の要件	加算・減算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報連携加算（I）	利用者が病院等に入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合（1月につき）	2,500円
入院時情報連携加算（II）	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合（1月につき）	2,000円
退院・退所加算	利用者が病院や介護保険施設等からの退院・退所にあたって病院等の職員から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（1回のみ）	
	（I）イ 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	4,500円
	（I）ロ 必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	6,000円
	（II）イ 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること	6,000円
	（II）ロ 必要な情報提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	7,500円
	（III） 必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケア方針に関する意向を把握した上で、在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上訪問し、主治医及び居宅サービス事業者へ情報提供した場合	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円

通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅サービス計画に記録した場合（1月に1回のみ）	500円
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2名以上、常勤の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合（1月につき）	5,190円
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合（1月につき）	4,210円
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を1名以上、常勤の介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の一部を満たした場合（1月につき）	3,230円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（新潟県の場合は全域）において、通常の実施地域以外に居住する利用者へ居宅介護支援を提供した場合	基本利用料の5%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するために必要な取り組みが行われていない場合	基本利用料の1%
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画を策定していない場合、また計画に従った必要な取り組みが行われていない場合	基本利用料の1%
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合 ※2カ月以上継続している場合は基本利用料を算定できません。	基本利用料の50%
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中度率が、正当な理由なく80%を超える場合（1月につき）	-2,000円

6. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は次のとおりです。ご不明な点やご要望等がありましたら、お申し出ください。

○氏名： _____ ○連絡先（電話番号）： 0250-58-6976

7. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

8. 苦情相談窓口

(1) 当事業所の苦情相談窓口は次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も遠慮なくお申し出ください

窓口設置場所	愛宕の里在宅介護支援センター		
受付担当者	高橋 幸子	苦情解決責任者	阿部 進
電話番号	0250-58-6976		

(2) 利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	五泉市役所 高齢福祉課	電話番号 0250-43-3911
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

9. 感染症・非常災害対策について

- 感染症の発生やそのまん延を防止するための指針の整備や、研修及び訓練を実施します。
- 感染症や非常災害発生時においても業務を継続、又は早期に業務再開するための計画（BCP）を策定し、必要な研修や訓練（シュミレーション）等を実施します。

10. 虐待の防止・身体拘束廃止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のため、下記の通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備し、委員会の設立、担当者及び責任者を選定します。
(担当者：塚野由香/責任者：阿部進)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 事業所職員に虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4) サービス提供中に事業所職員、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

11. ハラスメント対策

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者等が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどは禁止行為になります。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 介護支援専門員への飲食物や贈り物等の提供はお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービス利用が出来なくなった際は、できるだけ早めに担当の介護支援専門員またはサービス事業所の担当者へ連絡して下さい。
- (3) 医療機関との連携を円滑に行うために、病院や診療所へ入院する必要がある際は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。
- (4) 居宅介護支援だけでなく、他の介護サービスへの苦情や相談もありましたら、遠慮なくお話しください。

令和 年 月 日

事業所は、利用者へサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 新潟県五泉市太田 489 番地 1
名称 医療法人社団 真仁会
代表者 理事長 佐藤 弥生 印

説明者 愛宕の里在宅介護支援センター
氏名 _____ 印

私は、事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) ご住所 _____
お名前 _____ 印

(署名代行者
又は法定代理人) ご住所 _____
お名前 _____ (続柄) _____) 印